

許可番号第 02320025786 号

産業廃棄物処分業許可証

住 所 岩倉市鈴井町観音寺8番地の1

氏 名 有限会社 横井金属
代表取締役 横井 則文 様
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条第六項の許可を受けた者であることを証する。

愛知県知事 大村 秀 章



許可の年月日 令和 5 (2023) 年 2月21日
許可の有効年月日 令和 11 (2029) 年 12月23日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分

中間処分 (圧縮、選別)

(2) 産業廃棄物の種類

ア 圧縮

廃プラスチック類 (自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。)、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず (自動車等破砕物を除く。)、ガラスくず・コンクリートくず (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。) 及び陶磁器くず (グラスウール類に限る。)

以上 6品目 (水銀使用製品産業廃棄物を除く。)

イ 選別

廃プラスチック類 (自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。)、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず (自動車等破砕物を除く。)、ガラスくず・コンクリートくず (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。) 及び陶磁器くず (自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。)、がれき類 (石綿含有産業廃棄物を除く。)

以上 7品目 (水銀使用製品産業廃棄物を除く。)

2 事業の用に供するすべての施設

(1) 圧縮施設

ア 設置場所

海部郡飛島村木場二丁目 8 4 番

イ 設置年月日

令和 2 年 7 月 3 1 日

ウ 処理能力

廃プラスチック類（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）	1005.6t/日（125.7t/時間）
紙くず	977.6t/日（122.2t/時間）
木くず	1043.2t/日（130.4t/時間）
繊維くず	260.8t/日（32.6t/時間）
金属くず（自動車等破砕物を除く。）	1760.8t/日（220.1t/時間）
ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（ガラスウール類に限る。）	147.2t/日（18.4t/時間）
（上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。）	

エ 許可年月日及び許可番号

該当なし

(2) 圧縮施設

ア 設置場所

海部郡飛島村木場二丁目 8 3 番

イ 設置年月日

令和 3 年 4 月 2 6 日

ウ 処理能力

廃プラスチック類（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）	1005.6t/日（125.7t/時間）
紙くず	977.6t/日（122.2t/時間）
木くず	1043.2t/日（130.4t/時間）
繊維くず	260.8t/日（32.6t/時間）
金属くず（自動車等破砕物を除く。）	1760.8t/日（220.1t/時間）
ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（ガラスウール類に限る。）	147.2t/日（18.4t/時間）
（上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。）	

エ 許可年月日及び許可番号

該当なし

(3) 選別施設

ア 設置場所

海部郡飛島村木場二丁目84番

イ 設置年月日

平成14年6月15日

ウ 処理能力

廃プラスチック類（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず（自動車等破砕物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を除く。）

300.96m³/日（37.62m³/時間）

（上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

エ 許可年月日及び許可番号

該当なし

3 許可の条件

なし

4 許可の更新又は変更の状況

平成14年12月24日 新規許可

平成19年12月24日 更新許可

平成24年12月24日 更新許可

平成29年12月24日 更新許可

令和 5年 2月21日 更新許可（優良認定）

5 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

④ ・ 無

